

平成 25 年度 国立大学法人筑波技術大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実現するための具体的方策

アドミッション・ポリシーに基づいた、学生の受入れを推進するため、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 教養教育、専門基礎教育、専門教育を関連させ、一貫性のある体系化された教育課程の検討を継続する。
- 新カリキュラムの実施状況を把握し、その効果や問題点などの検討を行う。

○教養教育の成果に関する具体的方策

- 障害関係科目の更なる充実を図るとともに、専門基礎教養科目の開設について検討する。
- 国際化・情報化に対応した言語・情報関係科目の一層の充実を図る。
- 充実・改善を図ったシラバスの点検を行い、必要によりさらなる改善を図る。

○専門教育の成果に関する具体的方策

- 1年次からの専門教育の導入、学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応できる専攻・コース、履修モデル等について検討・修正を行う。
- ボランティア患者実習、OSCE（客観的臨床能力試験）などの実践的教育を実施した経験を踏まえ、臨床能力向上の成果について検討し、より効果的な方法を構築する。
- 充実・改善を図ったシラバスの点検を行い、必要によりさらなる改善を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 検討結果を基に、観点別評価による成績評価方法、成績評価基準を実施する。
- 適切な質の評価と保証を図るため、成績評価グレードポイント(GPA)制を平成 25 年度入学生から導入・実施する。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- インターンシップなどを通して職業指導の充実を図るとともに、産業界や医療界との連携に努める。
- 国家試験など資格試験の合格率を高い水準に維持する。
- 大学院の説明会を実施し、学修意欲の高い学生には大学院等への進学も奨励する。

○教職課程、理療科教員養成課程の設置に関する具体的方策

- 教職課程履修者への教育を継続するとともに、教育実習並びに教員採用試験対策を行う。
- 理療科教員養成課程の設置申請に必要な準備を行う。

○9月入学、編入学を実現するための具体的方策

- 9月入学（秋季入学）等についての現行カリキュラム下での導入の可能性・問題点などの検討を行う。
- 編入学について規程等の見直しの必要性を検討する。

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

○大学院課程を充実するための具体的方策

情報アクセシビリティ専攻(仮称)の設置計画に基づき、計画を遂行する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・障害に配慮したきめ細かい指導ができるように、少人数クラス、個別対応に必要な実施体制の検討を行い、整備を図る。
- ・他大学との単位互換、留学の奨励、インターンシップ及び学外実習などにより、本学以外の教育資源の活用を図る。

○専門教育の成果に関する具体的方策

- ・必要によりカリキュラムの改善を図り、高度専門技術者・研究者の養成に努める。
- ・シラバスの点検を行い、必要により改善を図る。

○修了後の進路等に関する具体的方策

必要により内容の改善を図り、産業界との連携によりインターンシップを取り入れるなど、実践的な教育や企業内研修を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・新カリキュラムと教職課程に対応した効果的な教員の配置、役割分担を進めるとともに、改善点などの検討を行う。
- ・助教、TAなどの積極的活用により少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・聴覚・視覚の障害を補償する設備の充実を図る。
- ・情報保障に配慮した情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備するとともに、留学生、社会人入学者及び編入学者等に対して、必要な個別対応ができるような学修環境の整備について検討し、実現を図る。
- ・大学図書館が大学全体及び社会で果たすべき役割・機能の変化を踏まえ、附属図書館の「マスター プラン」の見直しを行う。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育の評価システムを構築し、P D C Aサイクルの実施について検討する。
- ・教員相互の授業参観や学生による授業評価等を実施するとともに、評価の内容を教員と学生にフィードバックし、フィードバックしたことによる改善状況について、教員の個人評価においてチェックするとともに、教育の成果や効果を組織的に検証する。
- ・教育の成果や効果を組織的に検証し、その評価結果を予算配分、給与面に活用する範囲を広げるために、見直した教員の個人評価方法の実施結果を検証する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びF Dに関する具体的方策

- ・障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進するとともに、新任教員に対して障害理解と障害者に対する指導法に関する研修を実施する。
- ・教員を対象とした教材作成や学習指導法等に関するF D、教職員を対象とした手話、点字、情報保障等のスキルに関する研修会を定期的に実施する。

○学部等の教育実施体制等に関する具体的方策

- ・教職課程履修者への教育を継続するとともに、教育実習並びに教員採用試験対策及び平成25年度より開設する免許教科「保健」の教育実施体制を構築する。
- ・理療科教員養成課程の設置申請に必要な準備を行う。
- ・入学定員の見直しについて、引き続き検討を行う。
- ・大学院においては、教員の研究指導力の向上や研究設備などの充実に加え、修了学生の意見を聴取し教育・研究設備等の改善計画を立案する。
- ・教育関係共同利用拠点として、人的・物的資源の共同利用等を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・従来のフレッシュマンセミナーにかわり通年型の科目「修学基礎A、B」を新設するとともに、初年度教育の充実を図る。
- ・全学年に学修ポートフォリオなどの実施等を通して、より充実した学生支援を行う。
- ・アカデミック・アドバイザーリングにより、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。
- ・個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、オフィスアワーを活用し、より良い学修・生活支援を進める。

○就職支援等に関する具体的方策

- ・新たな就職先の開拓、進路・就職に関する講演会等の充実、学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導を行う。
- ・障害に起因する社会生活上の困難や職場適応に関する相談対応等の就職後のフォローアップを推進する。
- ・職域開拓や職能開発に係る調査研究を障害者の就職支援を行う機関等と連携して進める。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・経済的困窮者や成績優秀者に対する入学期料・授業料猶予、免除を実施するとともに、学生に対する相談支援体制を整備する。
- ・種々の奨学金等に関する情報収集を行い学生に提供する。

○社会人・留学生に対する具体的方策

- ・交換留学生制度や社会人のための編入制度の導入などを具体的に検討する。
- ・社会人・私費外国人留学生の授業料免除を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性と重点的に取組む領域

- ・学部や大学院等の教育の充実と高度化を図るため、産業技術及び保健科学に係る専門分野の研究を推進する。
- ・西洋医学と東洋医学を統合した本学独自の医療システムを基盤に、統合医療の臨床を含めた医学に貢献できる国際的な研究を推進する。
- ・聴覚・視覚障害者に対する教育方法、教育機器、教材、障害補償システム、情報保障システム及び教育支援システムなどについて研究開発を推進するとともに、他大学との共同研究及び他大学に学ぶ聴覚・視覚障害学生に対する支援にも積極的に取組む。
- ・日本語及びそれ以外の言語による手話・点字を含めた情報保障などの研究を行う。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果を各種媒体をとおして大学や特別支援学校等に公開・提供する。
- ・障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果を企業等と連携して実用化を目指す。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・教員の個人評価の結果をもとに、各教員の研究の水準・成果を検証する。
- ・研究チームの研究水準の目標設定について検討する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・大学としての重点研究プロジェクトを設定し、学部や学科等を超えた研究ユニットを編成して研究を推進するとともに、研究資金を重点的に配分する。
- ・研究スペースの配分の適正化を図り、新たな重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。
- ・教室の利用状況を調査し、効率化を図るため、利用率の低い教室の共用スペースへの転用を推進する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産に関する啓発活動を行うとともに、教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を目指す。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

教員の個人評価結果をもとに、その評価結果を研究費配分、給与面に活用する範囲を広げるために調査・検討を継続しながら、それらの有効活用の方法を提案する。

○研究実施体制等に関する具体的方策

- ・情報保障学の研究をさらに進め、特に聴覚障害及び視覚障害を持つ留学生への情報保障等に係る支援研究を強化する。
- ・これまでに蓄積された研究成果を基に、他大学と連携し、障害者教育及び支援に関する国際的・全国的な研究会・シンポジウムの開催を目指す。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○地域社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・学外の関係組織や団体と連携・協力して聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学習資料等の研究開発を進め、その成果を公開する。
- ・聴覚障害者、視覚障害者の情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び要約筆記者等）の育成と技能の向上を図るため、研修会等を開催する。
- ・機関リポジトリの整備と研究成果の蓄積等により、地域住民、聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。
- ・筑波研究学園都市の特性に応じたコンテンツの蓄積・公開事業に貢献するため、本学で蓄積された研究成果を「つくばサイエンスリポジトリ」に提供する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

新技術の開発、特許取得、製品化及び障害者支援技術の普及を積極的に進めるとともに、障害者の

社会参加を促すため、関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催する。

○教育機関等との連携・支援に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するとともに、ニーズに応じた情報提供、教育相談などを進める。
- ・開発した支援機器や学修資料を提供するなどの支援を行い、聴覚・視覚障害者の社会参加に貢献するとともに、両障害者支援に関する技術や情報を全国の大学、特別支援学校等の教育機関に広く提供し、支援の拡大・普及により連携を深める。

○他大学等との連携・支援に関する具体的方策

聴覚・視覚障害学生支援にかかる大学間ネットワークを充実させ、他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生並びに学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・インターンシップ等の学生の受け入れを促進するとともに、本学からも学生と教職員を派遣し、シンポジウムやワークショップ等の開催を目指す。
- ・国際交流協定締結大学等からの留学生の受け入れを積極的に行い、手話、点字を含めた日本語等の習得支援並びに学修支援体制を充実させる。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・国際交流協定締結大学等との間で国際会議・研究会を開催するとともに、機関リポジトリやインターネット等を活用し、海外からの研修生を受け入れる等、障害者教育支援の範囲を海外に拡大する。
- ・アジア地域の障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化し、マッサージによる職業自立を計る等の国際貢献を推進する支援活動を行う。

(3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

○良質な医療人養成の具体的方策

- ・継続的な取り組みによって、鍼灸学専攻、理学療法学専攻における臨床教育の充実のために患者数の維持と障害補償環境の改善を図る。
- ・臨床研修をさらに充実させるために資格取得者の卒後教育について、その在り方や方法について再検討する。

○医療サービスの向上や質の高い医療の提供に関する具体的方策

- ・当施設の東西医学統合医療運用に関わるシステムの見直しや新規導入を検討する。
- ・施設スタッフがさらに東西医学に精通するような取組みを通じて連携を強化するとともに、本学教職員にも当施設と統合医療の啓発活動を計画する。
- ・診療技術の向上と医療情報の効率的な活用のため、MR I の更新及び画像配信システムを導入する。
- ・地域の健康向上・維持に寄与するための活動を立案し実施する。

○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策

理学療法を含めた西洋医学と漢方・鍼灸手技等による東洋医学の新たな診療システムを基盤として、地域の医療に根ざした統合医療の臨床システム及び効果に関する可能性について検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

副学長の2名体制及び学長補佐体制を維持し、経営戦略立案の機能を強化する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

引き続き、全学委員会の審議事項や組織体制について、点検・評価を行い、効率化を推進する。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

大学運営に教職員が一体となり参画し得る体制を維持する。

○教育研究組織の見直しの具体的方策

- ・理療科教員養成課程の設置申請に必要な準備を行う。
- ・共同利用型の聴覚・視覚障害者のための留学生支援室(仮称)の設置に向け所要の手続きを開始する。
- ・入学定員の変更を含む学科再編を実施するために必要な準備を進める。

○法人運営の改善に関する具体的方策

- ・法人運営の改善のため、経営協議会における意見及びその対応状況を公表するとともに、監事監査等の結果を経営協議会等に報告し、業務運営に適切に反映させる。
- ・研修等により監査室担当者の資質向上を図り、より効果的な内部監査を実施する。

○人事評価システムの活用に関する具体的方策

- ・教員については、引き続き、評価基準に基づいた評価を実施し、評価結果を昇給等の処遇に反映させる。
- ・事務系職員については、引き続き評価を実施し、評価結果を昇給等に反映するとともに、評価結果を職員にフィードバックする。また、評価項目及び評点の配分並びに評価結果の処遇への反映について検証し、改善を行う。

○柔軟で多様な人事制度に関する具体的方策

(教員に関すること)

- ・教員配置計画に基づき教員を採用する。
- ・多様な人材を採用するため、教員公募を推進する。

(事務系職員に関すること)

- ・近隣大学と引き続き人事交流を行う。
- ・人事計画に基づき、引き続き新任職員の採用を行う。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

一定額を学長裁量経費及び基盤的設備費として確保するとともに、中期目標・中期計画の達成のために必要な経費及び教育研究活動の積極的な取組を推進するための経費を確保する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ・情報化の推進、アウトソーシングの導入等により、事務処理の合理化・効率化を実現する。
- ・他大学等との共同研修を引き続き実施する。
- ・手話研修、点字研修、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を継続的に実施する。

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

教育研究支援部門の事務処理の一層の効率化・合理化を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・引き続き、科研費コーディネーター制度による必要な支援を行う。
- ・引き続き、外部資金公募情報を収集し、教職員に情報提供する。
- ・外部研究資金を獲得するため、必要な取組を行う。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

公開講座の実施及び学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放し、自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○人件費の削減に関する具体的方策

国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続する。

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・セグメントごとの各コスト情報を会議等で定期的に報告し、コスト意識の改革を行う。
- ・他機関と連携した共同調達等の対象品目等の拡大を行い、コスト削減を図る。
- ・引き続き、コスト削減及び温室効果ガス排出抑制の観点から、施設環境防災委員会省エネルギー対策WGにおいて必要な取組を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

保有資産の効率的・効果的な運用を行うとともに、廃止決定した不要資産について処分を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

自己点検・評価の評価結果に基づき、必要な改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策

- ・筑波技術大学ニュース等の広報誌に係る情報を充実する。
- ・メールマガジン配信、大学パンフレット配布など、積極的な広報活動を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・引き続き、施設環境防災委員会キャンパスマスターPLAN作成WGにおいて、「新キャンパスマスターPLAN」策定のための検討を行う。
- ・施設の維持管理のために老朽化の点検を行い、修繕計画を検討し、計画的に整備を行う。
- ・引き続き、施設環境防災委員会バリアフリー実施WGにおいて、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設整備を検討し、計画的に行う。

- ・引き続き、学内情報ネットワークの充実を図る。

○施設等の有効活用に関する具体的方策

- ・新たな共有スペースを確保するため、引き続き施設の利用状況を点検・評価し、スペースの再配分を実施する。
- ・スペースチャージ制の運用を開始し、コスト意識の向上に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・外部安全衛生コンサルタントによる学内巡視を実施し、実施結果をフィードバックするとともに、必要に応じ、改善する。
- ・情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報の適切な管理を引き継ぐ持する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

引き続き、学生の健康管理及びキャンパス内における学生等の安全確保に関する必要な取組を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守等に関する具体的方策

- ・コンプライアンスや服務規律に関して、教職員の法令遵守の意識を高めるため、必要な取組を行う。
- ・会計経理を適正に執行する。

VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

8億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・職員宿舎の土地及び建物（茨城県つくば市竹園3丁目34番）を譲渡する。

IX 剰余金の用途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・ライフライン再生	総額 88	施設整備費補助金（71）
・小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金（17）

(注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

- ・教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、教員の流動性を高める。
- ・事務職員等については、近隣の大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成25年度の常勤職員数 185人

また、任期付職員の見込みを20人とする。

(参考2) 平成25年度人件費総額見込み 1,739百万円

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科 総合デザイン学科	140人 60人
保健科学部	保健学科 情報システム学科	120人 40人
技術科学研究科	産業技術学専攻 保健科学専攻	8人 6人

別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 25 年度 予算

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2,454
施設整備費補助金	71
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	146
国立大学財務・経営センター施設費交付金	17
自己収入	1,295
授業料及び入学料検定料収入	220
附属病院収入	100
財産処分収入	919
雑収入	56
产学連携等研究収入及び寄附金収入等	27
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継余剰金	0
目的積立金取崩	81
計	4,091
支出	
業務費	3,419
教育研究経費	3,266
診療経費	153
施設整備費	88
船舶建造費	0
補助金等	146
产学連携等研究経費及び寄附金事業費等	27
貸付金	0
長期借入金償還金	1
国立大学財務・経営センター施設費納付金	410
計	4,091

[人件費の見積り]

期間中総額 1,739 百万円を支出する（退職手当は除く）。

（うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 1,291 百万円）

注) 「運営費交付金」のうち、平成 25 年度当初予算額 2,302 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 152 万円。

注) 「施設整備費補助金」は、前年度よりの繰越額を計上している。

注) 「产学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 10 百万円。

2. 収支計画

平成 25 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	2,858
経常費用	2,858
業務費	2,481
教育研究経費	558
診療経費	73
受託研究費等	5
役員人件費	31
教員人件費	1,257
職員人件費	557
一般管理費	195
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	181
臨時損失	0
収益の部	2,859
経常収益	2,859
運営費交付金収益	2,290
授業料収益	173
入學金収益	25
検定料収益	3
附属病院収益	100
受託研究等収益	5
補助金等収益	17
寄附金収益	17
財務収益	1
雑益	55
資産見返運営費交付金等戻入	159
資産見返補助金等戻入	8
資産見返寄付金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1
目的積立金取崩益	0
総利益	1

(注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 25 年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	4,144
業務活動による支出	3,154
投資活動による支出	902
財務活動による支出	35
翌年度への繰越金	53
資金収入	4,144
業務活動による収入	2,841
運営費交付金による収入	2,302
授業料及び入学料検定料による収入	220
附属病院収入	100
受託研究等収入	5
補助金等収入	146
寄附金収入	12
その他の収入	56
投資活動による収入	1,007
施設費による収入	88
その他の収入	919
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	296